

# 電子処方箋管理サービスにおける 重複投薬等チェックの概要

令和5年12月 1.2版  
厚生労働省医薬局  
社会保険診療報酬支払基金

# 改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2022/12/16	全体	初版作成
1.1	2023/7/26	P.20 ~ P.23	「医薬品添付文書に併用禁忌の相手薬が薬効群等で規定されている場合に、一定の考えに基づき相手薬を特定しチェックすることについて」を追加
1.2	2023/12/28	P.3 ~ P.5、P.8 ~ P.9	リフィル処方箋に係る突合対象データの考え方及び服用期間の判定方法について追記。

# 重複投薬等チェックの概要

## 意義

- ・ 医療機関・薬局では、重複投薬等チェック機能を活用することにより、他施設で処方/調剤された薬剤との重複や、併用禁忌の関係にあるかを事前に把握することができます。電子処方箋管理サービスに登録されている情報を用いてチェックしますので、**医療機関・薬局を跨いだチェックが可能**です。

## チェック結果に係る留意事項

- ・ 重複投薬等チェックのチェック結果はあくまで参考情報であり、処方及び調剤に係る最終的な判断は医師・薬剤師に委ねられます。

## 種類

- ・ 重複投薬チェック  
同一投与経路・同一成分である医薬品との重複がないかをチェックします。
- ・ 併用禁忌チェック  
添付文書の相互作用項目で「**併用禁忌**」と定義されているものについて、一定の基準を設けてチェックします。

# 重複投薬等チェックの概要

## 実施タイミング

- ・ 重複投薬等チェックの実施タイミングについては以下のようにしています。
  - 医療機関：処方内容の確定までの任意のタイミングで可能。（複数回可）
  - 薬局：処方箋受付時。加えて、調剤内容の確定までに必要に応じて任意のタイミングで可能。（複数回可）

## チェック方法

- ・ 医療機関においては処方内容、薬局においては調剤内容と過去に電子処方箋管理サービスに登録された調剤済みになっていない処方情報及び調剤情報を突合します。

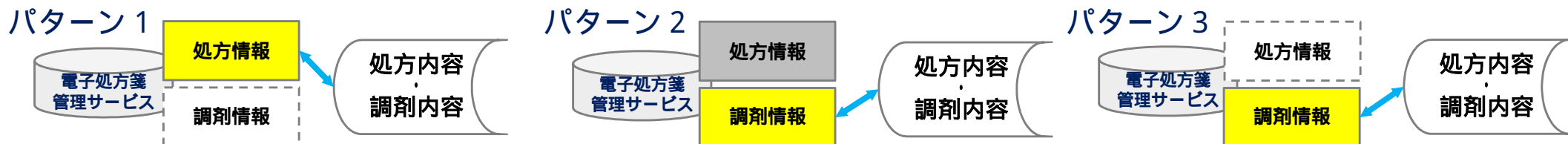
施設	チェック対象	突合対象データ
医療機関	処方内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ チェック時において電子処方箋管理サービスに登録されている調剤済みになっていない処方情報（調剤済みになった時点で突合対象外となります）</li><li>・ チェック時において電子処方箋管理サービスに登録されている調剤情報</li></ul>
薬局	調剤内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リフィル処方箋の処方箋情報であってチェック時に調剤1回目の調剤結果が登録されていない場合（1回目の調剤結果が登録された時点で突合対象外となります）</li><li>・ リフィル処方箋に基づく調剤結果であってチェック時に電子処方箋管理サービスに登録されている調剤結果</li></ul>

- ・ チェック対象とする同一処方内・同一調剤内でのチェックはかかりません。
- ・ レセプト由来の薬剤情報は重複投薬等チェックに使用しません。

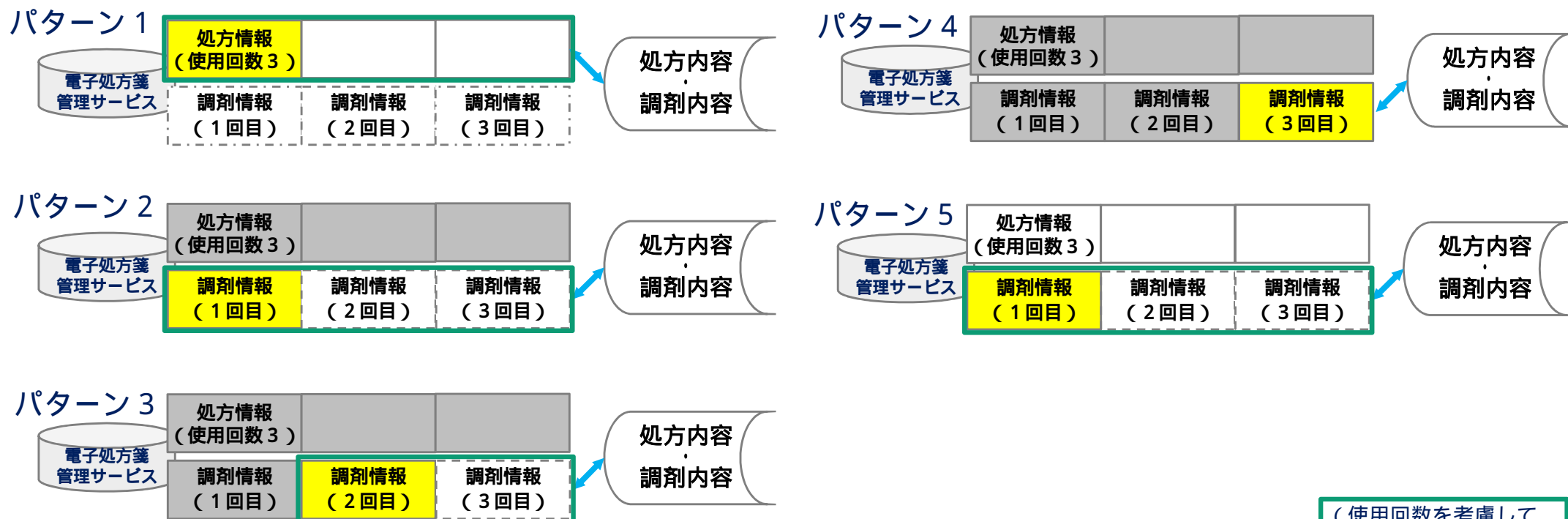
# 重複投薬等チェックの概要

- ・ 突合対象データについて
  - リフィル処方箋以外

(未登録)    登録あり    突合対象外



- リフィル処方箋



(使用回数を考慮して  
突合対象とする範囲)

# 対象データと服用期間の考え方

## 対象データ

- 電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤情報を対象データとします。  
(原則、処方・調剤情報の保存期間(100日間)が過ぎたデータについては使用されません。リフィル処方の場合であって服用期間が100日を超えるものは使用します。)
- 処方日又は調剤実施日において服用中とみなされる医薬品を重複投薬等チェック対象とします。
- 同じ医療機関から発行された処方箋のデータ(処方・調剤情報)は重複投薬等チェックの対象外としています。ただし、重複投薬等チェックの対象となるよう設定することも可能です。
- 処方箋受付時に行われる重複投薬等チェックにおいては、同じ医療機関から発行された処方箋のデータ(処方・調剤情報(別薬局分含む))をチェックの対象とすることはできません。薬局においてチェックの対象としたい場合は、対象となるよう設定を行った上で、調剤内容の確定までに任意のタイミングでチェックを実施する必要があります。
- 医療材料及びダミーコードで記録された医薬品は重複投薬等チェック対象外とします。

## 服用期間の考え方

- ・服用期間は剤形区分（内服・頓服・外用 等）を用いて判定します。  
服用期間が判定可能な剤形（内服など）は、調剤数量を利用  
隔日服用のような情報はシステムで判断できないため、調剤数量の値そのままに服用期間を算出  
服用期間が判定不可能な剤形（頓服や外用など）は、一律14日間を仮の服用期間とみなす  
詳しくは「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」  
の「2.2.5 共通補足 (7)重複投薬等チェック ○重複投薬等チェックのロジックについて」を参照ください。

# 対象データと服用期間の考え方

## 服用期間の考え方

服用終了日と見なす日以前にチェックが行われた場合に、重複投薬等チェック対象となります。（P.8,9参照）

突合対象データ	剤形	服用期間判定	調剤数量	服用終了日と見なす日
処方情報	内服	調剤数量を利用	N	処方日から (N - 1) 日後
	頓服	一律14日間を仮の服用期間とみなす		処方日から13日後
	外用			
	内服滴剤			
	注射			
調剤情報	内服	調剤数量を利用		調剤日から (N - 1) 日後
	頓服	一律14日間を仮の服用期間とみなす		調剤日から13日後
	外用			
	内服滴剤			
	注射			



# 対象データと服用期間の考え方

## 服用期間の考え方

### 1 突合対象データの剤形が内服の場合

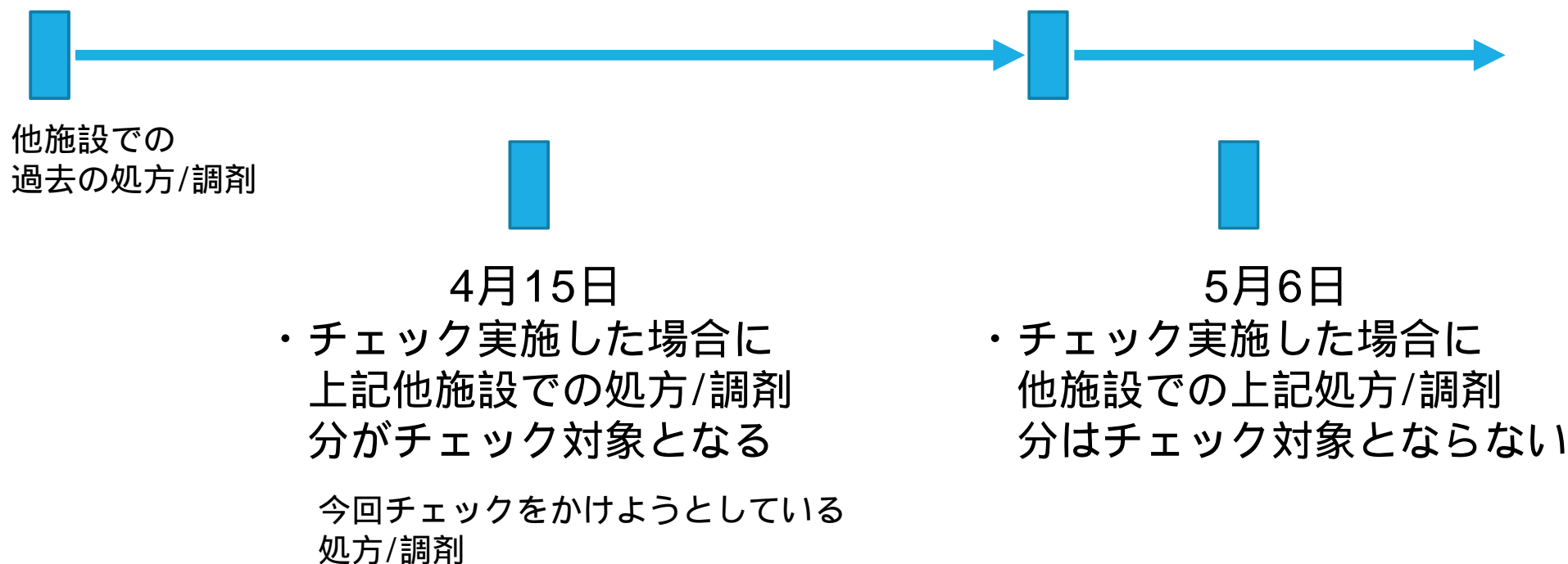
(例)

4月1日

・ 30日分処方/調剤

4月30日 (29日後)

(服用終了日と見なす日)



リフィル処方の場合は、その総使用回数を考慮して服用期間を判定します。

# 対象データと服用期間の考え方

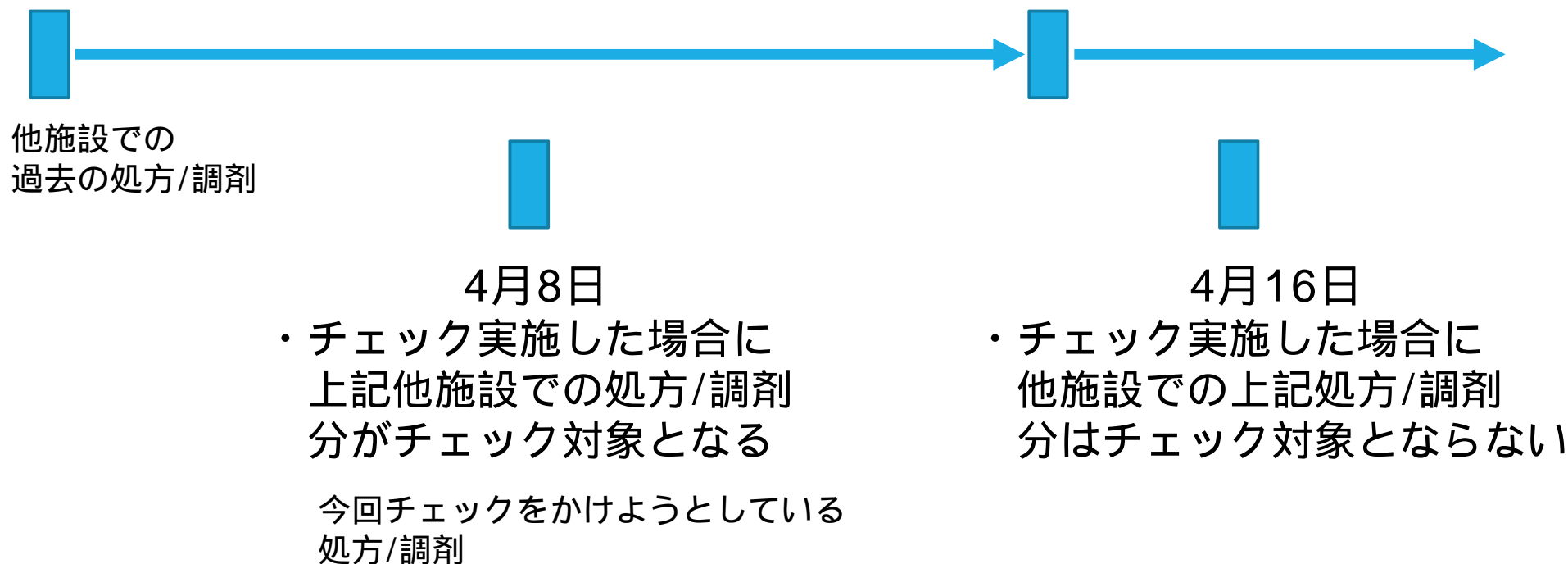
## 服用期間の考え方

### 2 突合対象データの剤形が頓服・外用・内服滴剤・注射の場合

(例)

4月1日  
・処方/調剤

4月14日 (13日後)  
(一律服用終了日と見なす日)



リフィル処方の場合は、その総使用回数を考慮して服用期間を判定します。

# 重複投薬チェックについて

## 投与経路の考え方

- ・ 投与経路については下記分類とし、同一項目に分類される製剤を同一投与経路とします。

投与経路
内用薬
注射薬
外用薬（塗布薬と貼付薬）
経皮吸収剤（経皮吸収の全身作用薬）
吸入剤
眼科用剤
耳鼻科用剤、全身作用の点鼻剤
坐剤（注腸剤を含む）
腔剤
口腔用剤（含嗽剤・口腔疾患用抗炎症剤）
歯科用（歯科用は重複投薬チェック対象外）

上記以外の特異な投与経路、複数の投与経路で投与できる薬剤は、個別に投与経路を判断しています。

# 重複投薬チェックについて

## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

#### 1) 薬価基準成分名の記載から成分以外の要素を除いて同一となる場合

例

- ・ pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
- ・ pH 4 処理酸性人免疫グロブリン

#### 2) 薬価基準成分名で後続とされている場合（バイオ後続品）

例

- ・ **エポエチンアルファ**（遺伝子組換え）
- ・ エポエチンカッパ（遺伝子組換え）[ **エポエチンアルファ**後続 1 ]

バイオ後続品（バイオシミラー）：日本で既に新薬として承認された先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発された医薬品

# 重複投薬チェックについて

## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

### 3 ) 塩、水和物等の違いに関しては同一成分と判断

例

- ・安息香酸ナトリウムカフェイン
- ・カフェイン水和物
- ・無水カフェイン

官能基による違いや活性成分が異なる誘導体は原則として別成分と判断

「エフェドリン」と「メチルエフェドリン」

「エストラジオール」と「エチニルエストラジオール」

「チアミン」と「フルスルチアミン」 など

# 重複投薬チェックについて

## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

- 4) 添付文書の成分記載で活性成分が同一と判断される場合、又は添付文書の記載内容から成分が同等と判断できる場合

#### 例 含有成分の記載が同じ場合

「ドロスピレノン・エチニルエストラジオール ベータデクス製剤」における  
「エチニルエストラジオール ベータデクス」に関する添付文書の成分欄

1錠中ドロスピレノン3mg及びエチニルエストラジオール ベータデクスとして**エチニルエストラジオール0.020mg含有**

これにより「エチニルエストラジオール ベータデクス」は「エチニルエストラジオール」と同一成分としています。

# 重複投薬チェックについて

## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

- 4) 添付文書の成分記載で活性成分が同一と判断される場合、又は添付文書の記載内容から成分が同等と判断できる場合

#### 例 光学異性体（ラセミ体及びS体又はR体）

「ゾピクロン」と「エスゾピクロン」は一部の成分が同じと判断

ゾピクロンはラセミ体（S体 + R体）、エスゾピクロンはS体のみであり、成分として重複していると判断しています。

（添付文書の記載例）

本剤は、ラセミ体であるゾピクロンの一方のエナンチオマー（（S）-エナンチオマー）であり、ゾピクロンの薬理活性の大部分を有する製剤である。

ラセミ体：キラル化合物の2種類の鏡像異性体（エナンチオマー）が等量存在することにより旋光性を示さなくなった状態の化合物

# 重複投薬チェックについて

## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

- 4) 添付文書の成分記載で活性成分が同一と判断される場合、又は添付文書の記載内容から成分が同等と判断できる場合

### 例 プロドラッグとその活性物質

下記の2つはテノホビルのプロドラッグであり、テノビル単剤製剤および下記の2つの製剤は同一としています。

- ・ テノビル ジソプロキシルフマル酸塩
- ・ テノビル アラフェナミドフマル酸塩

**プロドラッグ**：体内に入ってから疾患部位（患部）に到達するまでの間に、薬効成分が分解されないように化学構造を変換した薬



## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

- 4 ) 添付文書の成分記載で活性成分が同一と判断される場合、又は添付文書の記載内容から成分が同等と判断できる場合

例 薬価基準成分名が異なっても、成分又は配合成分が同じである場合

下記は、同一の8成分を含有するので、同一成分としています。

- ・八味地黄丸
- ・八味丸

なお、漢方製剤の成分である生薬は重複投薬チェック対象外としています。  
( P.19参照 )

## 成分の考え方

### 1 同一成分について

次の場合を同一成分と判断します。

- 5) 配合剤で薬価基準成分名が総称で記載されている場合、総称が同じ場合は同一成分と判断

#### 例 配合剤総称（同じ総称の製剤は同一）

- ・非ピリン系感冒剤
- ・ピラゾン系解熱鎮痛消炎配合剤
- ・鎮咳去たん配合剤
- ・鎮咳配合剤
- ・ジアスターゼ・生薬配合剤

配合剤中の個々の配合成分でも重複が検出可能ですが、単剤での製剤が存在しない成分は重複投薬チェック対象外とします。

# 重複投薬チェックについて

## 成分の考え方

### 2 配合剤について

医薬品単位の成分コード（製剤成分コード）と成分単位の成分コード（構成成分コード）を設定することで、配合剤における薬品単位、各成分単位での重複投薬チェックをします。

例

薬品名	製剤成分名	構成成分名
メタクト配合錠HD	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩 - 内用	ピオグリタゾン塩酸塩 - 内用
		メトホルミン塩酸塩 - 内用
メタクト配合錠LD	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩 - 内用	ピオグリタゾン塩酸塩 - 内用
		メトホルミン塩酸塩 - 内用

薬品名	製剤成分名	構成成分名
アクトス錠15	ピオグリタゾン塩酸塩 - 内用	
メタクト配合錠LD	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩 - 内用	ピオグリタゾン塩酸塩 - 内用
		メトホルミン塩酸塩 - 内用

# 重複投薬チェックについて

## 対象外

- ・ 下記製剤については重複投薬チェックの対象外とします。

対象外製剤	例
賦形剤、軟膏基剤、溶解液、精製水等	乳糖、ワセリン、精製水、矯味剤
補液・輸液、輸液に用いる電解質製剤等（注射剤）	補液、糖類、電解質補正液、体外循環用凝固阻止剤
透析用製剤	人工透析液、腹膜透析用剤
血液成分製剤	輸血用製剤、赤血球濃厚液
診断用医薬品（検査前処理薬を含む）	造影剤、腸管洗浄薬
生薬	カンゾウ、マオウ等、全生薬
消毒用製剤	消毒用エタノール、クレゾール石ケン
全身麻酔、局所麻酔剤	ハロタン、プロポフォル、キシロカイン
歯科用製剤	歯科用製剤全体
予防製剤	ワクチン、トキソイド
手術・処置用製剤（術前処置も含む）	組織接着剤、眼灌流剤、溶解液
治療用アレルギー製剤（各種抽出物）	薬価基準成分名が「各種抽出物」のアレルギー製剤
再生医療等製品	再生医療等製品に分類される全製剤

# 併用禁忌チェックについて

## 基準

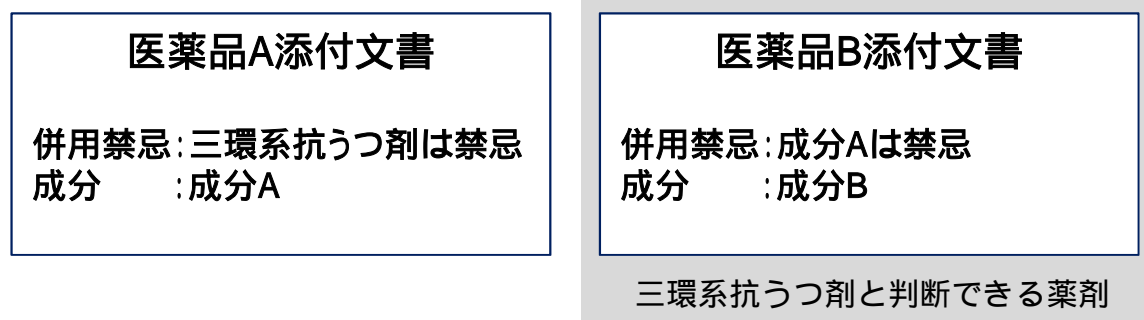
- 添付文書の相互作用項目で「併用禁忌」と定義されているものを併用禁忌チェック対象とします。
- 同一成分で先発医薬品/準先発医薬品と後発医薬品の関係がある場合、先発医薬品/準先発医薬品の添付文書のデータを基準とし、後発医薬品はそれと同様の内容で併用禁忌チェックを行います。
- 同一投与経路・同一成分で禁忌が同じと考えられる場合、原則として医薬品コードが最も若い品目の添付文書のデータを基準とします。それらの禁忌が同じと考えられる製剤の中でも禁忌に違いがある場合は、禁忌が多い製剤の添付文書のデータを基準とします。
- 対象は保険適用の医薬品のみとします。
- 添付文書の併用禁忌薬剤欄が薬効群で記載され、対象成分が「等」付きで記載されている場合は、原則として記載された薬効群に該当するすべての薬剤を併用禁忌チェック対象とします。「等」がなく、成分が列挙されている場合は、原則として列挙された成分のみを対象とします。
- 添付文書の併用禁忌薬剤欄に記載がある成分名を含む配合剤も併用禁忌チェック対象とします。

# 併用禁忌チェックについて

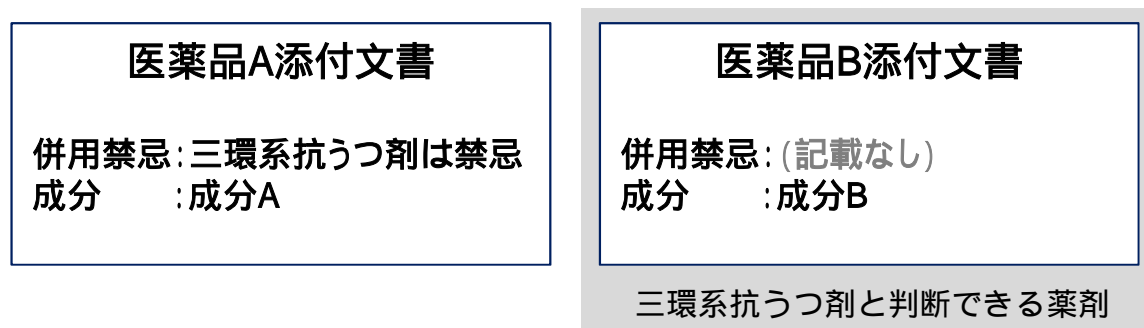
- 添付文書の併用禁忌薬剤欄に成分が明記されておらず薬効群等で記載されている場合であっても、一定の考えに基づき相手薬を特定しチェックします。

例) 医薬品Aの併用禁忌が「三環系抗うつ剤」と記載されている場合、下記のパターン、ともにチェック対象です。

## パターン



## パターン



# 併用禁忌チェックについて

## 薬効群名等で示されている場合の具体例

項番	添付文書中の薬効群での記載	併用禁忌相手薬の考え方
1	イミノジベンジル系薬剤	いずれかの医薬品の添付文書内に「イミノジベンジル系薬剤」として明記されている薬剤。
2	フェノチアジン系薬剤	類薬選定資料に「フェノチアジン系」の記載がある薬剤。
3	ブチロフェノン系薬剤	類薬選定資料に「ブチロフェノン系」の記載がある薬剤。
4	セロトニン・ドパミン拮抗薬	類薬選定資料に「抗ドパミン作用 / 抗セロトニン作用」の記載がある薬剤。
5	三環系抗うつ剤	類薬選定資料の抗うつ剤で「三環系」の記載がある薬剤。
6	硝酸薬およびNO供与薬	いずれかの医薬品の添付文書内にNOを供与する薬剤と明記されている薬剤。
7	アンジオテンシン変換酵素阻害剤	類薬選定資料に「ACE阻害作用」の記載がある薬剤。
8	アンジオテンシンII受容体拮抗剤	類薬選定資料に「アンジオテンシン 受容体拮抗作用」の記載がある薬剤、およびその配合剤。
9	カテコールアミン製剤	類薬選定資料に「カテコラミン類」「カテコールアミン(系)」の記載がある薬剤。
10	ハロゲン含有吸入麻酔剤	類薬選定資料に「ハロゲン化エーテル系」の記載がある薬剤、および薬効分類1112(ハロゲン炭化水素製剤)。
11	クラスIA抗不整脈薬	不整脈薬物治療ガイドライン(日本循環器学会)に記載されているVaughan Williams分類に基づく。

# 併用禁忌チェックについて

項番	添付文書中の薬効群での記載	併用禁忌相手薬の考え方
12	クラス 抗不整脈薬	不整脈薬物治療ガイドライン（日本循環器学会）に記載されている Vaughan Williams分類に基づく。
13	ビタミンA製剤	薬効分類311で添付文書にビタミンA剤またはビタミンA様作用を持つとの記載がある薬剤。
14	モノアミン酸化酵素阻害剤	類薬選定資料に「B型モノアミン酸化酵素阻害作用」の記載がある薬剤。ただし、MAO阻害作用が弱いゾニサミドは除外した。
15	生ワクチン	添付文書から生ワクチンとわかるもの。
16	プロピオン酸系非ステロイド性消炎鎮痛剤	類薬選定資料に「プロピオン酸系」の記載がある薬剤および、添付文書でプロピオン酸系に属すると明記されている薬剤。
17	HIVプロテアーゼ阻害剤	類薬選定資料に「HIVプロテアーゼ阻害作用」の記載がある薬剤、およびその成分を含む配合剤。
18	テトラサイクリン系抗生物質	薬効分類6152の薬剤。および日本薬局方テトラサイクリン塩酸塩製剤。
19	フェニル酢酸系非ステロイド性消炎鎮痛剤	類薬選定資料に「フェニル酢酸系」の記載がある薬剤および、添付文書でフェニル酢酸系に属すると明記されている薬剤。
20	QT延長を起こすことが知られている薬剤	いずれかの医薬品の添付文書内に「QT延長を起こすことが知られている薬剤」として明記されている薬剤。
21	骨髄抑制を起こす可能性のある薬剤	添付文書の重大な副作用欄または重要な基本的注意に「骨髄抑制」、「骨髄機能低下」等の記載がある薬剤。または併用禁忌欄に骨髄抑制作用が増強されるという記載がある場合。
22	ホルモン剤	ホルモン剤（薬効分類24）に分類されている抗ホルモン剤を除く成分で、かつ、重大な副作用に「血栓」を含む薬剤。



# 併用禁忌チェックについて

項番	添付文書中の薬効群での記載	併用禁忌相手薬の考え方
23	アルコールを含む医薬品	添付文書の組成欄等にエタノール含有の記載があり、ジスルフィラム等が併用禁忌である薬剤。内用チンキ剤のように、明確な場合は併用禁忌にジスルフィラム等の記載がなくても対象とする。
24	アドレナリン作動薬	類薬選定資料に「受容体刺激作用」、「2受容体刺激作用」等、アドレナリン作動薬と判断できる記載がある薬剤、およびその配合剤。ただし、局所性である「選択的 3アドレナリン受容体刺激作用」、「子宮筋 2受容体刺激作用」は除外した。
25	尿をアルカリ性にする薬剤	炭酸水素ナトリウム(重曹)含有製剤でヘキサミンを併用禁忌としている薬剤。
26	遮断薬	類薬選定資料に「1受容体遮断作用」、「受容体遮断作用」と明記されている薬剤を対象とする。
27	経口鉄剤	類薬選定資料の内用剤で「鉄製剤」の記載がある薬剤。

表中の「類薬選定資料」とは「類似薬選定のための薬効分類」（改訂第13版）のことを指す。

# 併用禁忌チェックについて

## 局所作用薬の対応

- 添付文書の併用禁忌薬剤欄の記載が成分名の場合、該当成分のすべての投与経路の製剤が対象と判断します。しかし、局所作用薬（局所投与薬剤）の場合には、吸収されずに併用の問題がない場合があります。そのため、局所作用薬については、相手の薬剤を禁忌としている場合（双方向禁忌）を除き、対象外とします。
- 局所作用薬とは次の投与経路の薬剤です。

投与経路
外用薬（塗布薬と貼付薬）
眼科用剤
耳鼻科用剤
腔剤
口腔用剤（含嗽剤・口腔疾患用抗炎症剤）
歯科用